

## 第 2 回熊本市公共交通協議会会議事録

I 日 時 平成 25 年 2 月 22 日（金）午前 10 時～午前 11 時 55 分

II 場 所 熊本市役所 議会棟 2 階 議運・理事会室

III 委員名簿 別紙参照

IV 事務局 熊本市交通政策総室

V 次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 議事及び報告

(1) 各専門部会の協議状況について

① 公共交通基本条例部会

熊本市公共交通基本条例（案）について

② コミュニティ交通部会

公共交通空白・不便地域等に対応したコミュニティ交通導入について

③ バス路線網再編部会

バス路線網再編実施プログラム（案）について

(2) 平成 25 年度の協議会体制及び検討内容について

(3) その他

4 閉会

VI 主な内容

2 会長挨拶

3 (1) 各専門部会の協議状況について

① 公共交通基本条例部会

<熊本市公共交通基本条例（案）について>

- ・ 部会長より、3 回開催された公共交通基本条例部会における条例案についての検討状況の説明後、事務局より資料 1 に基づき、条例案の具体的内容について説明

## ② コミュニティ交通部会

＜公共交通空白・不便地域等に対応したコミュニティ交通導入について＞

- ・ 部会長より、3回開催されたコミュニティ交通部会におけるコミュニティ交通制度案についての検討状況の説明後、事務局より資料2に基づき、制度案の具体的内容について説明

## ③ バス路線網再編部会

＜バス路線網再編実施プログラム（案）について＞

- ・ 部会長より、2回開催されたバス路線網再編部会におけるバス路線網再編実施プログラム（案）について検討状況の説明後、事務局より資料3に基づき、制度案の具体的内容について説明

（委員）

- ・ 路線網再編実施プログラム案には、都市バス路線の面的移譲等も含まれているが、現在実施している市営バス路線の都市バスへの移譲については、従来から赤字路線であったものを民間に移譲しても、利用者が減少している中では、乗務員の人件費で調整するしかないと考える。
- ・ こう考えると赤字路線の維持には限界があり、市民の利便性を考えると、今後、路線廃止などマイナスの方向に向かうのではないかと懸念している。
- ・ また、民間バス事業者の財産や従業員等の方向性についても、このプログラムというのは大きな意味を持つのではないかと考える。民間バス事業者間の調整等はどのように行っていくのか。市民の利便性向上につながるのか。現在の民間バス事業者の状況からすると、大変厳しいのではないかと考える。

（会長）

- ・ 今回のプログラムは大筋の議論であるが、市営バスを民間移譲してきた中で、現実に赤字路線が維持できるのか、それとも廃止され利便性が低下するのか、という現在までのプロセスを今後も復唱されていくのかという質問であるが、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

- ・ 基本的に実施プログラムを策定する際の考え方として、3つの効果を掲げ、事業者の利害関係を越え進めてきたもので、これは各社共通認識しているところである。
- ・ 3つのメリットとして、利用者の利便性向上を目指すこと。運行の効率化により、事業者の経営の安定化を図ること。そして、行政側は路線維持のため

の補助金が減少することを念頭に置いている。

- ・ 経営状況が厳しい中で、いかにバス路線を維持していくかということが重要であり、サービス水準を維持しながら運行の効率化を図ることで経営の安定を目指すもので、行政としても利用者視点から事業者間の調整を行っていく。

(会長)

- ・ 基本的に利用者の利便性は落とさず、競合路線を整理するなど効率化を図っていくとともに、インセンティブ補助や国への働きかけを行っていく。民間に路線移譲し、赤字路線を廃止していくということは基本的にはないという姿勢で取組んでいくということである。

(委員)

- ・ ガソリンの高騰などで経営は厳しい状況にあるので、経営者の方々と本音の論議を行っていかないと進展しないのではないかと考える。また、行政の役割もその中で大変重要ではないかと強く感じている。

(会長)

- ・ 今、燃料費の高騰等により経営的に厳しい状況であるが、事業者と行政で会議を開き、かなり本音の部分の議論をしていただいていると思うので、その点について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 今回のプログラムは、各事業者の担当の方々と本音の部分で議論を交わし、最終的には社長会にて、どのような形であれば具体的に進展するのかなどの議論を行い、まとめさせていただいたものである。このプログラムを実施する上で、協議が整ったところから段階的に進めていくこととしているが、プログラム全体を行政及び事業者一丸となって取組んでいく体制も構築する。

(会長)

- ・ 経営内容の事など、かなりシビアな部分を議論する場所が絶対必要で、これからも行政と事業者の間で、かなりシビアな議論が出てくるだろうと思う。しっかり取り組んで欲しい。

(委員)

- ・ 基本条例の中で、「市民の責務」とあるが、どのような形で市民へPRしていくのか。公共交通に対する意識の向上というのは、なかなか難しい問題だと

思われる。

- ・ また、市民との協働について、具体的にはどのように行っていくのか。

(会長)

- ・ 責務について議論の段階では、公共交通を利用しやすいように行政も取り組まねばならないが、利用する市民の側も「自分たちも行政依存だけではないんだ」ということを考えていただけるように、行政としてもアピールしていく必要があるといった意見があった。
- ・ また、市民との協働については、「ゆうゆうバス」のように、市民が自立的に走らせていくなど、市民の側が積極的に作っていくということも条例に盛り込んだ。それを具体的にどのように行っていくのかを事務局から願います。

(事務局)

- ・ 市民への PR については、来年度予算要求を行っているが、公共交通基本条例の広報活動や公共交通利用促進に関するキャンペーン等を考えている。本年度は、条例の制定に向けてオープンハウス等を行ってきたが、今後は、この条例に基づいて様々な取組みを進めていくということも含め、啓発・広報活動を行っていきたいと考えている。
- ・ 市民との協働の具体的な取組みという点で、「ゆうゆうバス」については、利用状況を踏まえ、アンケート調査を実施した上で、区役所職員とともに地元との協議を行い、改善した運行内容で4月から運行することとしている。今回のコミュニティ交通制度に基づいた新規路線についても、議会において条例の制定及び来年度予算の議決がなされた場合、4月から区役所とともに公共交通空白地域への制度説明と、具体的な路線についての協議を行い、協働で作り上げていきたいと考えている。

(委員)

- ・ 心配しているのは、一過性で終わるのではなくて、こういう協議会がある中で、行政側も真剣に交通問題に取り組んでいく必要があると考える。

(委員)

- ・ 今回の条例で大きな枠組みができ、公共交通空白地域や不便地域等の定義が盛り込まれ、さらにバス路線の再編など公共交通の体制としては整ったと考えているが、市民側が公共交通をどのように利用していくかというところ、これから大事なところで、公共交通の便利さやわかりやすさという部分がないと、市民側もなかなか動かないのではないかと考えている。今後どう市民に PR し

ていくかということが大事であり、もう少し地域のまちづくりで活動している団体等と協働しながら進めていくと、今回作ったものが活かされるのではないかと考える。

(事務局)

- ・ 本年度は公共交通再生元年ということで、条例やコミュニティ交通制度等の制度設計等を行ってきたが、来年度以降はこれを実施していく中で、市民やまちづくり団体の方々を巻き込んで進めていく必要があると考えている。様々な機会を捉え公共交通を話題にしていくことで、公共交通に関する市民の意識も盛り上がっていくのではないかと考えている。

(委員)

- ・ バス路線について、現実問題として路線網が充実している地域についても利用者が減っているという事実があり、この現実に向き合っていく必要がある。利用者としては、行きたい所に行けない、時間どおりにバスが来ないなどの問題がある。これを一つ一つ行政・事業者・市民が一緒になって継続して話し合っていくことが必要と考えている。
- ・ 広報について、是非ソーシャルメディアを積極的に活用し、継続的に発信していく必要があると考える。「熊本市の公共交通はこのようなことが起こっているのだ」ということを常時発信していくことによって、これに共感する人が増えていくと思う。

(委員)

- ・ 基本条例案の責務の表現について、責務という言葉に敏感に反応する部分もあるので、もう少し丁寧に表現する必要があると考える。公共交通事業者の責務は、もっとサービス水準の向上などの具体的な内容が必要だと思うが、市民や事業者の責務については、視点を変えて利用者としての責務ということで、丁寧に表現する必要があると考える。

(事務局)

- ・ 責務については、基本的に「努めるものとする」ということで、努力義務である。基本条例ということで、基本的な部分を簡潔に表現しているもので、細かい部分については取組みの中で整理させていただいている。市民の責務については、前文で記載しているように、地域社会全体で公共交通を支えていくという観点から、担い手のひとりであることを自覚していただくことを求めている。公共交通事業者の責務については、公共交通の利便性を向上さ

せると簡潔に記載しているが、その中でサービス水準の向上・維持が含まれていると考えている。

(会長)

- ・ 条例の内容については細かい議論もなされたが、基本条例ということで簡潔に表現している。5～10年後には、熊本市だけでなく他の都市でも超高齢社会になり、現在公共交通が便利な地域についても、郊外部分は不便性が増すことが目に見えている。これを見据えて、予算措置し、事業者と協力しながら公共交通を考えていくというのは他にないと考えている。
- ・ 将来を見据え10年後を睨んで進めているので、5年後ぐらいに具体的な話になったときに少し見直しができるのではないかと考えている。その時に、熊本市が全国での先進事例になっているのではないかと考えている。

(事務局)

3 (2) 平成25年度の協議会体制及び検討内容について

- ・ 事務局より、資料4に基づき説明

3 (3) その他

交通政策総室長挨拶